

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

I 男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画に関する意識啓発の推進

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。

住民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方については、約4割の方が「そう思う」と回答しています。また、男女の地位については、ほとんどの項目で「男性が優遇されている」という回答となっています。

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、女性のための取組みだけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広めていくことが求められます。

【基本施策】

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消
- (2) 人権と性の尊重
- (3) 科学技術の進展と男女共同参画
- (4) 男女共同参画に関する情報収集と提供



(1) 固定的性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現を困難にしている社会の制度・慣行や固定的性別役割分担意識があることやその内容などについて、さまざまな機会をとらえて啓発し、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	男女共同参画に関する事業の開催	町民一人ひとりが男女共同参画問題に関心を持ち、自分自身の問題としてとらえ、その解決の必要性を認識できるように「人権尊重、個性重視」の視点に立った事業を実施します。	総務課 生涯学習課 公民館
②	啓発紙・情報誌の発行	男女共同参画に関する情報を幅広く提供し、町民の理解と認識を深めるために啓発紙や情報誌を発行します。	総務課
③	男女共同参画問題に関する職員研修の開催	男女共同参画の視点に立ち事務を進められるよう町職員に対し研修を実施します。	総務課
④	刊行物ガイドラインの作成	町の出版物・刊行物について性差別につながる表現がないか見直すためのガイドラインを作成します。	総務課

(2) 人権と性の尊重

性差別をはじめとするさまざまな差別をなくすためには、差別を人権問題としてとらえることが必要です。男女がお互いの人権を尊重する意識が高まるよう啓発を進めるとともに、さまざまな機会を通じた情報の提供を行います。

また、性同一性障害等の新たな性の考え方について理解を深めるための啓発・情報の提供を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	人権と性の尊重	男女がそれぞれの性の違いを認めつつ、多様化する価値観を受け入れ、互いを尊重しあい、個性を発揮した生き方を選択できるよう人権と性を尊重した啓発事業を推進します。	総務課 生涯学習課 保健センター
②	性に関する教育の充実	性を尊重する意識を育てるために、成長段階に応じた性教育を行うとともに、性に関する正しい知識や情報を提供します。	総務課 学校教育課 保健センター

(3) 科学技術の進展と男女共同参画

科学技術分野において女性の参画割合が低くなる原因の一つには、将来の職業イメージを描けないことで、理工系分野を進路として選ぶ女性が少ないことが挙げられます。

今後は、科学技術に関する基礎的素養を備えることができるような方策及び女子の理工系分野へのチャレンジを促す方策を講じていきます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	科学技術に関する基礎的素養の向上	社会的課題に対応するために必要な科学技術の基礎的素養を備えられるよう、あらゆる媒体を通じて啓発します。	総務課 秘書広報課 生涯学習課
②	インターンシップによる職業意識の醸成	職業観の向上のため、インターンシップに関する理解を深めてもらうとともに、関係者が共通認識を形成できるよう情報を提供します。	総務課
③	女性の研究者、技術者の活躍に関する情報提供	女性の研究者、技術者の活躍している姿をさまざまな機会・媒体を通じてわかりやすく提供することで女性の科学技術分野へのチャレンジを促します。	総務課 学校教育課

(4) 男女共同参画に関する情報収集と提供

社会に根強く残っている固定的性別役割分担意識を取り除き、男女共生を支える意識を高めるために、幅広い分野から情報を収集し提供するとともに、男女共同参画問題に関する実態を把握するため、各種の調査・研究を進めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	男女共同参画問題に関する資料収集と提供	男女共同参画問題、男女共同参画に関する書籍及び資料を積極的に収集するとともに情報化を推進し、多くの町民が利用しやすい環境を整備します。	総務課 公民館 図書館
②	男女共同参画問題に関する実態調査の研究	男女共同参画問題に関する実態を把握し、効果的な取り組みができるよう実態調査を実施し研究を進めます。	総務課

2 男女共同参画に関する学習機会の提供

最も身近な家庭等で男女共同参画を推進することが、男女共同参画が社会全体に広がる第一歩となります。学校や家庭、地域においてお互いを思いやることのできる心を育み、支え合うことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

また、次世代を担う子どもたちが、学び、遊び、育つ環境の中で男女共同参画の意識が根づくことは、男女共同参画社会を実現するための礎となります。そのためには、子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分にもつことが重要です。

住民意識調査では、日常の家事などの分担については、「炊事・洗濯・掃除などの家事」や「子どもの学校行事への参加」、「子どものしつけ」について、「主に女性が行っている」という回答が多くなっており、依然として女性の負担が大きくなっています。

学校で育まれた男女平等意識が実社会で生かされるためには、社会においても男女平等となっている必要があります。そのため、家庭教育や社会教育の充実を図るとともに、男女共同参画推進のためのさまざまな施策の充実が必要です。

【基本施策】

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) 学校における男女共同参画の推進
- (3) 社会における男女共同参画の推進





(1) 家庭における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、家庭や地域において男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が求められています。家庭や地域などあらゆる場における学習や活動の場面で、年代や状況に応じた男女共同参画を推進できるよう、家庭教育の推進や相談体制の充実に努め、家庭における教育力の向上を支援します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	家庭内教育の充実	家族が力を合わせた家事、子育てを実践し、家庭における責任を男女が分担していけるよう、家庭内教育の充実に努めます。	生涯学習課 公民館
②	家庭内教育に関する資料の提供	固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、それぞれに家事等の家庭機能を担い、相互に協力できるよう家庭教育に関する資料を提供します。	総務課 生涯学習課 公民館 図書館
③	家庭教育学級への支援	心豊かで、たくましい子どもを育てるため活動しているPTAとの連携を図りながら、さまざまな活動に対して支援を行います。	学校教育課 生涯学習課 公民館
④	男女ともにいつでも参加できる各種講座の充実	男女がともに家事・育児について考えることができるよう、また仕事中心になりがちな男性が家庭に目をむけられるような講座の充実を図ります。	保健センター 生涯学習課 公民館

(2) 学校における男女共同参画の推進

教育は、男女共同参画意識を育む重要な役割を担っていることから、学校教育においては、発達段階を踏まえ、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	教職員研修の充実	個性を重視し、主体的な生き方を選択できる能力を身につけるための教育、男女平等観に立った教育が行えるよう教職員研修の充実を図ります。	学校教育課 教育センター
②	教科書、教材の検討	男女平等と女性の自立をめざした教育を推進するために、適切な視点に立った指導教科書・教材を選定します。	学校教育課
③	進路指導方法の検討	性別にとらわれない個性と能力に応じた進路指導及び児童生徒自身の志望を重視した指導方法を充実させます。	学校教育課 教育センター

(3) 社会における男女共同参画の推進

子どもから高齢者まで幅広く男女共同参画について理解を深め、町民みんなで推進していくことができるよう、学習機会を充実します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	学習・講座の開催	男女がともに力を合わせて生きる社会の実現に向けて実践的な学習プログラムや講座を開催します。	総務課 生涯学習課 公民館
②	学習グループの育成	自主的な学習活動を促進するため、女性の地位向上や社会参加等に関する学習グループの育成支援を図ります。	総務課 生涯学習課
③	地域社会に積極的に参画できる事業の充実	男女がともに地域社会に関心を持ち積極的に参画できるよう事業を充実させます。	総務課 生涯学習課 スポーツ振興課 公民館

Ⅱ 女性が働き続けるための条件整備【毛呂山町女性活躍推進計画を含む】

1 多様な就労環境の整備

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要です。女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、子育て環境の充実等により、M字型曲線がなだらかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

住民意識調査では、職場における男女平等について、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が約半数あり、職場における男女間の格差は依然として残っているようです。

企業や事業所においては、男女間の格差をなくし、職場におけるハラスメント¹⁶防止対策を推進し、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しの理解や積極的な取組みが不可欠です。そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を効果的に推進していくことが重要です。

なお、この基本目標及び「基本目標Ⅲ 社会活動への女性の参画促進」中の施策の方向①「政策決定過程への参画促進」の部分を「毛呂山町女性活躍推進計画（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画）」として位置づけ、社会における女性の活躍を支援します。

【基本施策】

- (1) 職業能力向上の支援
- (2) 雇用の安定と拡大
- (3) 職場における男女格差の解消
- (4) 多様な働き方を可能にする条件整備

16 職場におけるハラスメント

職場におけるハラスメントは、セクシャルハラスメントや、パワーハラスメント（職場等の閉鎖的な環境において立場や権力や階級といった上下関係を利用し、おおよそ下位に当たる者に対して本人の意志に反することを強要すること）、マタニティー・ハラスメント（妊娠や出産を理由に職場などで精神的、肉体的にいじめや嫌がらせを受けること）やマリッジハラスメント（未婚の人に対して、「早く結婚しなさい」、「結婚はいつするの？」などと言うこと）等があります。

(1) 職業能力向上の支援

誰もが個人として能力を発揮する機会が確保されるよう、男女の均等な機会と待遇の確保に向けて事業者が取り組む働く場での環境づくり、働き続けながら育児や介護ができる職場環境の整備、男女間格差の是正など、事業所における男女共同参画の取組みを支援するための情報提供や啓発を行います。

また、職場におけるあらゆるハラスメントの防止、相談体制の充実に努め、働きやすい職場環境づくりを進めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	職業能力開発に関する情報提供	就業に必要な知識、技術の習得、向上を図るための窓口である職業能力開発センターなどのPRに努めます。	産業振興課
②	職場におけるあらゆるハラスメントの防止	職場におけるあらゆるハラスメントを防止するための環境づくりや意識啓発を推進するとともに、相談体制を充実します。	総務課

(2) 雇用の安定と拡大

男女の均等な雇用機会や待遇が確保されるよう、関係機関と連携を図りながら、労働基準法や男女雇用機会均等法などについて、事業主等に対し啓発、情報の提供を行います。

また、住民意識調査の結果からみても、女性が働くことについて、男女ともに肯定的な意見が多く、継続して男女が対等な立場で働くことができるような職場の環境づくりに取り組みます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	就労のための情報提供	ハローワークと連携を取りながら、広報誌やホームページを活用した情報提供を行います。	産業振興課

(3) 職場における男女格差の解消

社会や就労の場では依然として男性中心の慣行がみられます。住民意識調査の中でもこのことが顕著に現れており、特に職場の中での不平等評価が多くを占めています。

男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクション（積極的取組み）に対して、国が相談その他の援助を実施することになりました。

働く女性が性により差別されることなく、能力を十分発揮できるよう、雇用主等に対して各法令や国・県の取組み等を積極的にPRします。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	男女雇用機会均等法の普及啓発	雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため、男女雇用機会均等法の周知・啓発を図ります。	総務課

(4) 多様な働き方を可能にする条件整備

男女がともに仕事と家庭・地域活動とのバランスを取り、充実した生活が送れるよう、事業主に対し各種制度や多様な就労形態等を啓発するなど、適切な労働条件の整備を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	労働基準法の普及啓発	適切な労働条件を確保するため、事業主に対し、労働基準法の普及啓発を行います。	産業振興課

2 女性が働き続けるための条件整備

核家族化の進行や共働き世帯増加などにより、保育サービスの需要が増加するとともに、育児などに対する情報提供や相談体制の充実など、総合的な子育て支援の必要性が増しているため、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、子育て家庭や子どもを地域全体で支える地域ぐるみの子育て支援を充実していくことが求められていることから、「毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種サービス等の充実を図ります。

また、高齢化の進行により介護問題は家族で解決することが難しくなり、社会的解決を図るため介護保険制度が導入され、主に女性が担っていた在宅介護の負担は軽減されてきましたが、住民意識調査によると、「親や家族の介護」については、「主として女性」が行っているという回答が3割あります。

さらに、育児や介護を理由とした休暇・早退などが取りにくいという回答も約2割あります。

育児や介護が必要になっても安心して生活できるよう、育児、介護休業制度の周知啓発を行います。

【基本施策】

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 育児・介護休業制度の促進



(1) 子育て支援の充実

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな分野における活動に参画するためには、多様な子育てニーズに対応する必要があります。そのため、保育サービスをはじめとする各種子育て支援サービスの充実に努めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	保育体制の整備	保育担当者の研修の充実を図るとともに、多様で個別的な保育ニーズに柔軟に対応できるよう保育環境づくりに努めます。	子ども課
②	学童保育内容の充実	放課後の児童が安心して遊ぶことのできる場として、学童保育内容の充実を図ります。	学童保育所
③	児童館の整備・充実	児童の心身ともに健全な育成を図るため、施設の整備を行うとともに、内容の充実に努めます。	児童館

(2) 育児・介護休業制度の促進

育児や介護のために休業する人は年々増加していますが、必要な人すべてが取得できていない現状があります。

育児や介護の休業制度の実施について、企業に周知するとともに、休暇が取りやすい環境づくりを促進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	育児・介護休業法の普及啓発	育児や介護により就労継続が困難にならないよう企業・事業所に対し、育児・介護休業法の普及啓発を図ります。	総務課

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化しており、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援が欠かせません。

そのためには、男性が地域・家庭生活を充実させ、女性が仕事で能力を発揮できるようにするための方策が必要となります。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性についても理解を促進する必要があります。

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。あらゆる職場において、男女の雇用の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりを促進することが重要です。

住民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの認知度について約4割の方が「知らない」と回答しています。

これらのことから、ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、性別にとらわれることなく、職場での働き方や家庭・地域活動での役割分担を選択できるような環境の整備が求められています。

【基本施策】

- (1) 仕事と生活の両立支援
- (2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進



(1) 仕事と生活の両立支援

男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動やさまざまな情報提供を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	子育てと仕事の両立支援	企業が独自に保育施設等を用意するなど、子をもつ従業員の就労条件・待遇の改善を積極的に働きかけていきます。	総務課 子ども課
②	仕事と生活の両立支援	家庭における男女共同参画を促進し、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実、子育て・介護と仕事の両立の実現を図る環境づくりに努めます。	総務課 子ども課 高齢者支援課

(2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

企業へワーク・ライフ・バランスの必要性や内容について、パンフレット等による情報の周知を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	事業所等に対し、安心して子育て・介護と仕事が両立できる環境づくりを推進します。	総務課 企画財政課 産業振興課

(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

男性が仕事だけではなく、家庭にも地域生活にも参画し、いきいきと活躍できる社会を目指し、啓発を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	男性にとっての男女共同参画の推進	仕事中心の働き方を見直し、家庭における男性の家事・育児・介護への参画を推進するため、これらに関する各種講座等を開催します。	総務課 児童館 高齢者支援課 生涯学習課

4 女性のエンパワーメントの促進

住民意識調査における女性の働き方の理想について、「子育ての時期だけ一時的にやめ、その後は仕事を続ける」という回答が最も多く、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続ける」という回答が続いていることから、女性が職業を続けたいという意識が高いことがうかがえます。しかし、育児等により離職する女性が少なくない状況においては、育児等で離職しなくてもよい環境をつくり出すとともに、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援していく必要があります。

また、女性が社会のあらゆる分野における活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性自身がエンパワーメントする（力をつける）必要があります。

公的・私的の分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、各種活動分野において人材を発掘・育成し、指導的立場にある女性を増やしていくことが必要です。併せて、起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野に新たにチャレンジする人を支援する取組みが必要です。

【基本施策】

- (1) 女性の人材育成
- (2) 女性のチャレンジ支援



(1) 女性の人材育成

女性自身の意欲を高揚し能力を開発していくため、学習機会の充実を図ります。また、女性の人材に関する情報を幅広く収集し、女性リーダーの養成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を図ります。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	労働相談事業の充実	障がい者や女性の就労機会を拡大するため、相談窓口の充実を図ります。	福祉課 産業振興課
②	女性の人材育成	女性はその個性と能力を発揮して、管理職登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発やキャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。	総務課

(2) 女性のチャレンジ支援

子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職を支援するため、また、起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	町内事業所等との連携	町内事業所等と連携を図りながら、男女の均等な取り扱いが実現できるよう各種法制度の啓発を行います。	産業振興課
②	起業家をめざす女性の支援	安定した就業状態と収入を維持するため、生産物の販路等の確保・拡大に努めます。また、法人化を促進します。	総務課 産業振興課
③	女性のチャレンジ支援	各種研修会の開催や情報提供などにより再就職等の支援の充実を図り、起業意欲のある女性を育成し、開業・開店等の支援に努めます。	総務課 産業振興課

Ⅲ 社会活動への女性の参画促進【毛呂山町女性活躍推進計画を含む】

1 政策決定過程への参画促進

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず住民が政策や方針決定の過程に参画することが不可欠です。男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は企業や団体における方針の立案及び決定に参画することが求められています。

しかし、町が設置する審議会等における女性委員の登用率は、依然低い状況で、いまだ女性の参画が十分とはいえない状況です。これらは、単に女性の比率を高めるだけではなく、女性自身が政策・方針の決定過程に参画していくためのエンパワーメントを促進していくとともに、政策・方針決定過程の場へ女性が積極的に参画していくことが必要です。

また、町職員においても女性管理職が少なく、職種によって男女の構成比が偏っている場合もあります。国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%」という目標達成に向けて、採用後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、さまざまな角度からの取り組みが必要です。

【基本施策】

- (1) 男女共同参画の促進
- (2) 女性職員の職域拡大と登用
- (3) 町の広報における男女共同参画の視点への配慮



(1) 男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会・自治会役員等あらゆる分野への女性の登用の促進や参画できる人材の発掘に努めます

また、事業所・団体等にも方針決定過程への女性の参画拡大について働きかけます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	女性委員のいない審議会等の早期解消	政策決定の場における女性委員の登用率の目標を25%以上とし、女性委員のいない審議会、委員会等をなくすよう努めます。	全課
②	人材リストの活用	知識、経験を有する人材を把握し、人材情報を整備した人材リストを活用・提供します。	総務課 生涯学習課
③	研修・学習の場の提供	女性の意欲や能力を向上するために、研修・学習の場を設けます。	総務課 生涯学習課 公民館

(2) 女性職員の職域拡大と登用

政策の立案等に関わる職員の男女共同参画についての意識の高揚を図ります。また、積極的に女性職員の育成を図るとともに、男女共同参画の視点に立って、採用、配置、役職への登用を推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	職域・事務分担の平等化	事務分担の平等化に努め、職務内容や配員を見直し、職域の拡大を推進します。	全課
②	政策決定の場への登用	男女がともに参画する町政運営を推進するために、女性職員の能力開発や研修参加の機会を充実させます。	全課

(3) 町の広報における男女共同参画の視点への配慮

住民一人ひとりのライフスタイルや価値観は、世代や性別、生活環境等によって異なります。そうした中で、男女共同参画に関する考え方にも差異があります。

男女共同参画社会のより広い理解のためには、年代や男女間による意識の差を踏まえ、町の広報等さまざまな媒体を通じて広報や啓発活動を実施します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	「広報もろやま」の活用	啓発記事を計画的に掲載し、男女共同参画に関する情報を幅広く提供します。	秘書広報課 総務課
②	町の広報における男女共同参画の視点への配慮	町の広報において男女共同参画の視点に立った表現の促進に努めます。	秘書広報課

2 地域社会活動への参画促進

男女が家庭や地域における責任を果たしながら、ともにその個性と能力を発揮し、ともに支え合い、協力しあうことは自立と生きがいをもった生涯を送ることにつながります。

さらに、一人ひとりが暮らしやすく活力ある地域づくりのため、地域における男女共同参画をより一層進める必要があります。また、少子高齢社会、核家族・共働き家庭などを支えるうえでも、地域コミュニティやボランティア活動、NPOなどの果たす役割が重要であり、女性、男性双方の力が必要不可欠となっています。

男性にとっても、家庭、職場、地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになると考えられます。そして、定年退職後も生きがいをもって有意義な生活を送るためには、家庭や地域での生活が重要な要素となります。

【基本施策】

- (1) 地域活動の参画促進
- (2) ボランティア活動の参画促進
- (3) 女性団体の育成
- (4) 活動拠点の整備



(1) 地域活動の参画促進

男女が地域の活動の中でそれぞれの力を十分に発揮し、各種活動に参画できるよう、より多くの地域人材を生かして地域活動を活性化し、地域力を高めるよう各種施策を推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	参加を促すための意識の啓発	地域の連帯感を深め、住みよい地域社会活動を進めるため意識の啓発に努めます。	総務課
②	参加への情報提供	環境美化やリサイクルなどの身近な問題に、より多くの人が参加できるような活動について、情報提供します。	生活環境課
③	PTA活動、子ども会活動への支援	PTA活動、子ども会活動を積極的に支援します。	生涯学習課
④	防災意識の啓発	地域における防災意識を啓発し、女性消防団員の活動を応援します。	総務課

(2) ボランティア活動の参画促進

身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的に参画できる環境づくりを推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	参加しやすいボランティア講座の開催	誰でも参加しやすいボランティア活動にするため、ボランティアの体験談等を取り入れた実践的な講座を開催します。	福祉課
②	ボランティアの充実	いつでも・どこでも・誰でもがボランティア活動に参加できるよう、情報提供・相談体制の充実を図るとともにPRに努めます。	福祉課

(3) 女性団体の育成

男女共同参画を推進する女性団体等の活動団体との連携を図るとともに、活動の中で男女共同参画の視点をもって取組めるよう支援し、住民と協働で男女共同参画を推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	ネットワーク化の促進	女性団体・グループの自主的な地域社会活動を活性化するため、相互の情報交換および交流を推進します。	総務課
②	NPO ¹⁷ 法人化の促進	より組織的・継続的な活動を行うため、NPO法人化の情報提供に努めます。	関係課
③	研修会の開催	女性指導者の育成を図るために、各種団体のリーダー等を対象に研修会を開催します。	関係課

(4) 活動拠点の整備

女性の地域活動を進めるための学習と交流の場として、関連施設の連携整備を図ります。

また、男女ともにさまざまな活動ができる場所・施設の整備を図り、社会活動に参加できるような体制の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	活動拠点の整備	女性の活動拠点となるような施設の整備を推進します。	総務課
②	託児体制の充実	子育て中の女性が地域活動に参加できるよう講座、講演会、イベント等の開催時に一時保育を実施するなど、託児体制を充実します。	関係課
③	男女がともに参加しやすい環境整備	地域活動への参加を促すため、開催時間等の工夫を行い、環境・条件を整備します。	関係課

17 NPO (Non Profit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

3 情報化の促進

スマートフォン等の情報端末の普及により、職場や家庭だけでなく、いつでもどこにいてもインターネットによる情報が得られる社会になりました。

情報量の増加・拡大に伴い、プライバシーの問題やインターネットを悪用した犯罪が増加する中で、情報を選択する能力が要求されます。

このような状況から、男女共同参画における多様化・高度化する学習意欲や学習ニーズをとらえるとともに、迅速で正確な情報提供が、町民生活の向上に役立つものと期待されています。

【基本施策】

- (1) 情報化の推進体制の整備
- (2) 情報提供の推進



(1) 情報化の推進体制の整備

男女共同参画社会を実現するための手段として、インターネット等を活用した学習情報や各関係機関に関する情報提供を推進します。また、電子政府・電子自治体を活用できる環境を充実させます。

いつでも男女共同参画に関する情報が引き出せるように、町のホームページに「男女共同参画コーナー」を開設し、情報を提供します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	広域的な情報の提供	県や近隣市町村などとネットワーク化を図り、社会問題から生活に密着した情報まで幅広く情報を提供できる体制を整えます。	秘書広報課 情報推進室
②	ホームページの活用	広く意見・要望などを聞くために、町のホームページに「男女共同参画コーナー」を設置します。	総務課

(2) 情報提供の推進

住民ニーズの多様化した学習意欲に対応して、各種講演会・研修会など、学習機会の情報提供に努めます。

あらゆる分野で男女がともに参画する社会の実現を目指し、意識の高揚、研修会の開催、社会環境の整備など啓発活動や交流を促進するため、女性情報紙を発行します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	講演会・研修会の情報提供	講演会・研修会に多くの人に参加できるようにするため、効果的な情報提供に努めます。	関係課
②	女性情報紙の発行	身近な話題、役立つ情報などの掲載により、親しまれる情報紙を発行します。	総務課

4 国際理解の促進

国内外の男女共同参画に関する動向や女性問題など国際的な取組みについて理解を深め共生していくことが男女共同参画を推進するうえで重要となります。

そのため、国際理解を深めるための学習機会の充実や交流を促進し、理解を深めるとともに、国際的視野を広げる必要があります。

また、本町に住む外国人は年々増加傾向にあり、地域や職場において安心して日常生活を送れるよう、情報提供や相談体制を充実することが求められています。

【基本施策】

- (1) 国際理解の推進
- (2) 国際交流の推進



(1) 国際理解の推進

国際社会の一員として、国際的協調の下に男女共同参画を推進するため、国際理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	国際化の進展に対応した教育の推進	町内の各小・中学校に外国人講師を派遣し、英語の学習とともに、外国の生活文化を紹介するなど、国際理解教育の充実を図ります。	学校教育課

(2) 国際交流の推進

国内外の男女共同参画に関する動向や女性問題などを理解し把握に努めるとともに、国際的な動きを踏まえながら外国籍住民に対する支援を行います。

また、町内に在住する外国人との交流を促進するとともに、住民の自主的な国際交流活動を支援します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	日本語教室による学習支援	日本語ボランティアサークルやNPOにより、言葉が通じないために交流が持てず日常生活に困っている外国人に対し、学習支援を行います。	生涯学習課 公民館

5 あらゆる分野における男女共同参画の推進

最近では、高度情報通信社会が進展する中で、メディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性が広く周知される可能性がある一方で、固定的性別役割分担を前提とした表現、女性の身体的・性的側面だけを強調した表現、暴力を助長するような表現、インターネットによる犯罪などが、メディアによってもたらされる状況が見受けられます。

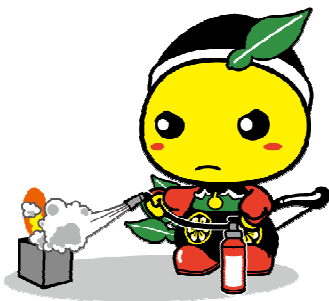
このような環境の中で、メディアから発信される情報が社会に与える影響はさらに拡大するものと予想されます。各人が情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー¹⁸）を向上するための学習機会を提供することが必要です。

また、近年の大災害をきっかけに、隣近所等との共助の大切さが改めて認識されるようになりました。災害復旧や避難所運営には、女性の視点と行動力が欠かせないものとなっています。災害に対しては、日頃からの協力体制を構築し、男女のニーズの違いを考慮した防災対策を推進することが必要です。

なお、国において災害対策基本法が改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれました。

【基本施策】

- (1) メディアにおける男女の人権の尊重
- (2) 防災の分野における男女共同参画の推進



18 メディア・リテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力です。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことをいいます。

(1) メディアにおける男女の人権の尊重

表現の自由を十分尊重したうえで、適切な情報を適切に判断する能力を培うための取組みを推進します。

また、人権侵害や暴力に結びつくような有害図書等に関する調査を行い、関係機関と連携し、撤去に向けた取組みを進めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	メディアにおける男女の人権の尊重	男女共同参画の視点でメディアが発信する情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上させるための啓発と情報提供を行います。	総務課 秘書広報課

(2) 防災の分野における男女共同参画の推進

災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけるとともに、男女のニーズの違いを考慮し、生活に密着した防災対策を進めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	防災の分野における男女共同参画の推進	防災の現場における女性や子育て家庭等のニーズの把握、地域の自主防災活動への女性の参画など、男女共同参画の視点からの防災体制の確立に努めます。	総務課

IV 女性の健康と福祉の向上【毛呂山町DV防止基本計画を含む】

1 暮らしの安定と福祉の充実

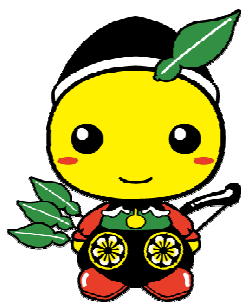
現代は、少子高齢化、核家族化が進み、家族形態や生活スタイルが変わりつつあります。また、介護を必要とする高齢者は年々増え続け、今後も高齢化が進むことにより増加の一途をたどるものと思われます。こうした社会環境の変化は、ひとり親家庭や障がい者にとっても生活を維持していくうえで、経済的・精神的に不安定な状況になりがちです。

このような状況から、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者や障がい者などの自立を支援することで、生涯を通じていきいきと暮らせる社会を形成することが求められています。

また、社会福祉サービスの充実・向上を図り、心豊かでゆとりある生活を過ごせるよう社会的支援を行うことが必要です。

【基本施策】

- (1) ひとり親家庭の支援
- (2) 障がい者への支援の充実
- (3) 介護への支援
- (4) 高齢期の生活支援



(1) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭は、経済的、精神的に不安定で厳しい状況に置かれがちです。親子が安心して生活が営めるよう支援を充実させていきます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	母子・父子家庭育成事業の充実	母子・父子家庭に対し、生活の安定と自立を支援するため、各種制度の充実を図ります。	福祉課 子ども課
②	相談・指導体制の推進	母子・父子家庭に対し、生活全般のことや健康、就業について気軽に相談できる窓口を設け、総合的な生活指導力ができる体制を推進します。	福祉課 子ども課

(2) 障がい者への支援の充実

障がい者が社会を支える一員として地域社会に貢献するなど充実した生活を実現できる仕組みづくりを進めることが必要です。障がいのある人もない人もともに生活し、安心して暮らせるまちづくりを推進し、自立した生活を送るための支援体制の構築に努めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	障害者地域デイケア施設の充実	障がい者が、日常生活に必要な訓練や職業訓練により、自立と社会参加ができるよう地域デイケア施設の充実を図ります。	福祉課
②	地域のネットワークの推進	地域住民の協力体制を確立し、保健・医療・福祉等のネットワーク化を推進します。	福祉課
③	就労相談・就労機会の推進	障がい者が、個々の能力に応じた仕事に就けるよう関係機関と連携し、事業主に雇用の機会を促すとともに、就労相談を行い雇用促進を図ります。	福祉課 産業振興課
④	ユニバーサルデザインの導入推進	ユニバーサルデザインの理解を深め、公共施設に導入を推進します。	関係課

(3) 介護への支援

「家庭における介護は女性の役割」と固定することなく、男性を含む家族の介護への参加を促進します。また、介護保険制度の充実を図り、地域社会としても支援していくための体制づくりに努めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	介護保険制度の推進	介護される人が満足できるサービスを提供できるよう、介護保険制度の充実を図り、推進します。	高齢者支援課
②	介護サービスの充実	介護保険制度の対象とならない高齢者や障がい者の在宅生活を支える質の高い介護サービスの充実に努めます。	福祉課 高齢者支援課
③	介護に係る人材の確保	介護を要する高齢者や障がい者の世帯を支援するため、介護に係る人材の確保に努めます。	福祉課 高齢者支援課
④	相談体制の充実	介護に係る町民が抱える悩みは多岐に及んでおり、介護、就労、生活等について適切に対応していけるよう相談窓口の充実に努めます。	福祉課 高齢者支援課 保健センター
⑤	参加しやすい介護支援	男女の固定的役割分担意識にとらわれることなく男女ともに介護支援できるよう、男性の参加が得られる介護教室や講座を開催し、介護支援の充実に努めます。	福祉課 高齢者支援課

(4) 高齢期の生活支援

豊かな経験をもつ高齢者が生きがいをもって生活を送ることができるように、地域活動への積極的な参加を推進するとともに、学習機会を提供し、住みやすいまちづくりに努めます。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	社会参加活動への推進	長い人生の中で培われた技能・体験や生活の知恵を世代伝承する交流の機会づくりやスポーツ、レクリエーション、ボランティアなど地域社会活動への積極的な参加を推進します。	福祉課 高齢者支援課 生涯学習課 スポーツ振興課
②	学習機会の促進	高齢者の自主的な学習活動を支援するため、各種講座等の充実を図ります。	生涯学習課

2 女性の保護と健康

男女が、生涯にわたり健康でいきいきと自らの個性や能力を発揮するためには、健康づくりの意識の向上を図るとともに、各種健康診査等で疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなど、女性も男性も互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりをもって生きていくことが大切であり、男女共同参画社会に向けて前提となるものです。

そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。安全な性生活を営み、出産等について、女性自らが選択し自己決定できるように、社会全体が、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ¹⁹）について十分に理解したうえで、互いの気持ちを尊重し、認識を深めることが重要です。また、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う女性のこの権利を、男女がともに尊重することは対等な人間関係の基本となります。

男女が互いの性と健康を尊重できるような教育・啓発は緊急の課題であり、関係機関と連携して啓発を進める必要があります。

【基本施策】

- (1) 母性保護の支援
- (2) 性差を踏まえた健康づくり



19 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことをいいます。身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されるとして、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。

(1) 母性保護の支援

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、きめ細やかな母子保健サービスを提供するとともに、法や制度の周知に努めます。また、妊娠中・出産後も安心して働けるよう、職場での理解促進を図ります。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	各種制度の促進	母性保護について理解してもらうよう、企業や従業員に対し各種制度の啓発・促進を図ります。	総務課
②	母性健康管理対策の推進	健診や健康相談、訪問指導などを実施し、妊娠・出産、育児中の女性の心身の健康保持・増進に努めます。 また、妊婦に対し、母性健康管理のための制度について普及啓発に努めます。	保健センター

(2) 性差を踏まえた健康づくり

男女それぞれの健康課題について正しい知識を普及し、男女が生涯にわたり健康に暮らせるよう、飲酒、喫煙、薬物乱用などが心身に及ぼす影響などの正確な情報提供を行うとともに、個別の健康相談業務などを通してきめ細やかな健康づくりを支援します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	健診体制の充実	男女ともに受診しやすいよう、健康診査体制の充実に努めます。	保健センター
②	こころの健康づくりの推進	こころの健康を保持するための相談の実施や情報提供により、こころの健康づくりを支援します。	保健センター
③	母性に対する理解の推進	喫煙、過度の飲酒、薬物乱用などが妊産婦の健康に及ぼす影響について啓発・促進に努めます。	保健センター 学校教育課

3 配偶者や恋人からの暴力対策の推進【毛呂山町DV防止基本計画】

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、私たちのめざす男女共同参画社会の基本となるものです。男女共同参画社会の実現のためには、男女ともに人権が尊重されることが不可欠です。近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害が社会問題となっており、暴力被害の防止が求められています。

暴力は、重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。また、デートDVを含むDV、ストーカー行為、性犯罪など、性に関連した暴力が問題となっており、被害者の多くが女性であるばかりか、その被害は子どもにまで及んでいる実態があります。

さらに、子どもへの虐待や性犯罪等も問題化してきていることから、全町をあげて子どもの虐待防止に取り組むとともに、子どもからのサインを見逃さないよう関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。

なお、このことに伴い、本節を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画（DV防止基本計画）として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談など支援の充実に取り組めます。

【基本施策】

- (1) 暴力を許さない社会づくりの推進
- (2) 被害者の安全確保と支援体制の充実
- (3) 安心して生活再建するための自立支援の充実
- (4) 子どもの安全確保と健やかな成長への支援



(1) 暴力を許さない社会づくりの推進

DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者は多くの場合女性であり、これまで家庭内の問題として見過ごされ、潜在化してきました。その背景には、男女の固定的役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮などがあります。

住民意識調査によると、身体的暴力について「命の危険を感じるほどではないが、暴力をふるわれたことが何度もあった」、「1～2度あった」という回答は、合わせて約7%ありました。また、精神的な暴力について「大声でどなる、暴言を吐く」は、25%以上の人が「1～2度以上ある」としています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識を広く社会に徹底するとともに、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点にたった人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。

また、若年者に対しては、お互いに相手を尊重する関係を築く教育を通じた予防のための取組みを推進します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	ストーカー規制法の普及啓発	身体の安全、名誉等が害される「ストーカー行為」を防止するため、ストーカー規制法の普及啓発に努めます。	総務課 福祉課
②	DV（ドメスティック・バイオレンス）からの保護及び防止	県等関係機関と連携し、DVの被害を受けている女性の保護に努めるとともに「DV防止法」の啓発を促進し、その防止に努めます。また、被害の実態把握に努めると同時に、相談方法を配慮し、抵抗を感じる人が気軽に相談できる環境づくりを進めます。	総務課 住民課 福祉課 高齢者支援課 子ども課 保健センター 学校教育課
③	暴力を許さない社会づくりの推進	DV防止に係る広報、人権啓発に努め、若年者に対する暴力の予防啓発を推進します。	総務課 福祉課 学校教育課

(2) 被害者の安全確保と支援体制の充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、身近にある重大な人権侵害であり、犯罪ともなる行為です。

現在、町では、毛呂山町DV等対策庁内連携会議を設置し、被害者の保護、自立を支援するとともに、庁内において横断的にDV対策に取り組んでいます。

また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、早期発見にも取り組んでいます。

被害者の支援に当たっては、被害者の意思を尊重し、よりの確な対応を行うために、引き続き相談及び保護体制の整備・充実を図っていきます。

さらに、家庭にとどまる被害者心理を理解し、被害者の安全確保と必要な支援を行うよう配慮します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	被害者の安全確保と支援体制	DV被害者が一人で悩むことのないよう相談窓口の周知を図り、DV等対策庁内連携会議を中心に、被害者の安全確保のための体制を強化します。	総務課 住民課 福祉課 高齢者支援課 子ども課 保健センター 学校教育課

(3) 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

現在、被害者の自立支援に当たっては、母子家庭等に対する支援制度や生活保護制度などの活用を図っていますが、既存の制度では対応が困難な場合もあります。

住民票を異動できない、離婚が成立しない、頼れる親族や知人がいないなど、被害者の置かれた状況に配慮し、各施策の実施機関において、可能な限り弾力的な運用に努めるとともに、既存の制度の運用等では十分な支援が行えないものについては、町独自の施策なども検討していきます。

また、生活再建するに当たって、被害者自身の心の回復が重要であることから、継続的にケアを行っていくための体制整備についても検討していきます。

なお、支援に当たっては、県や関係機関と連携し、職務関係者が業務により二次的被害を被らせることのないよう細心の注意を払うとともに、被害者の人権尊重を基本に、被害者が本来もっている力と意欲を信頼し、自己決定を尊重した支援を行います。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	安心して生活再建するための自立支援の充実	新たな場所で安心して自立するために、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援を行います。	管財課 福祉課 保健センター

(4) 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもの目の前で行われるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、児童虐待に当たるとされました。また、子どもの虐待からDVが発見されることもあります。

子どもの変化に気づきやすく、虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所、幼稚園などが虐待や背景にあるDVを早期発見し、DVが疑われる場合には、専門機関への相談を積極的に行い、子どもたちが痛ましい事件や事故にあうことのないよう被害者と子どもの安全の確保を図ります。また、傷ついている子どもの心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

番号	事業名	事業内容	主な担当課
①	子どもの安全確保と健やかな成長への支援	虐待の早期発見・早期対応に努め、子どもの安全の確保を図ります。	子ども課 保健センター 学校教育課

